平成２３年４月２７日（福島県総務部入札監理課）

東日本大震災に伴う県発注工事等の前金払の割合の引上げ等について

１　趣　旨

東日本大震災に伴う地方自治法施行令及び同法施行規則の改正に合わせて、受注者の着工資金の確保、下請企業等への早期支払確保、工事の適正かつ円滑な施工を目的として、県発注工事等の前金払の割合の引上げ等を行うこととします。

２　措置の内容

⑴　工事について

ア　前金払の割合を、請負金額の「10分の４以内」から「10分の５以内」とします。

イ　中間前金払の対象となる工事を、「請負金額1,000万円以上かつ工期100日以上の工事」から「請負金額300万円以上の工事」とします。

⑵　測量等委託業務について

前金払の割合を請負金額の「10分の３以内」から「10分の４以内」とします。

＜低入札価格調査等の対象となった工事等について＞

低入札価格調査等（施工体制事前提出方式の詳細調査を含む）の対象となった工事及び測量等委託業務については、今回の措置の対象とはなりませんので、留意願います。

よって、それらの前金払の割合については、低入札価格調査事務処理要領や測量等委託業務低入札価格調査事務処理要領等に基づき、従来どおり、工事については「１０分の２以内」、測量等委託業務については「100分の15以内」の額となります。

３　適用時期

平成２３年４月２７日以後に契約を締結する工事等から適用する。

<現在契約締結手続が進行中である工事等の取扱い>

一旦契約を締結した上で、その後に変更契約を締結して、適用を受けることが可能です。

<震災発生後から平成２３年４月２６日までに契約を締結した工事等の取扱い>

変更契約を締結（保証証書をすでに提出している場合は保証金額の変更も必要）して、適用を受けることが可能です。

４　契約書の取扱い

⑴　工事について

次の特約条項を規定して契約する。（低入札価格調査等の対象となった場合を除く）

<特約条項>

約款第34条第１項中「10分の４」とあるのは「10分の５」と、同条第３項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第６項中「10分の４」とあるのは「10分の５」と、「10分の６」とあるのは「10分の７」と、同条第７項及び同条第８項中「10分の５」とあるのは「10分の６」と、「10分の６」とあるのは「10分の７」と読み替えて、この規定を準用する。

⑵　測量等委託業務について

各標準契約書の該当規定を変更して契約する。（低入札価格調査等の対象となった場合を除く）

<該当規定の変更内容>

第34条（建築設計業務委託契約書の場合は第36条）第１項及び同条第３項中「10分の３」とあるのは「10分の４」と変更する。

同条第４項及び同条第５項中「10分の４」とあるのは「10分の５」と変更する。